

静岡県立大学施設有効活用委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 53 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学における施設の有効活用に関する規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、静岡県立大学施設有効活用委員会（以下、「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行い、その結果を学長及び静岡県立大学経営審議会（以下、「経営審議会」という。）に報告する。

- (1) 静岡県立大学における施設の有効活用に関する規程第 5 条に規定する施設の点検・評価
- (2) 経営審議会から委任を受けた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 薬学部の教員のうちから選出された者 1 人
- (2) 食品栄養科学部の教員のうちから選出された者 1 人
- (3) 国際関係学部の教員のうちから選出された者 1 人
- (4) 経営情報学部の教員のうちから選出された者 1 人
- (5) 看護学部の教員のうちから選出された者 1 人
- (6) 事務局長が指名する事務局職員 1 人
- (7) 学生部長が指名する学生部職員 1 人
- (8) その他学長が指名する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査)

第8条 委員会は、施設の実態調査及び立入り検査を実施することができる。

(使用状況の報告)

第9条 委員会は、施設を使用している者から使用状況の報告を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。